



2026年 5 月14日

各 位

会 社 名 株式会社平和堂
代表者名 代表取締役社長執行役員CEO 平松 正嗣
(コード：8276 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員総務部長兼CS推進部長 小椋 秀男
(TEL 0749-23-3111)

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に基づく自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年 5 月16日開催の第67回定時株主総会におけるご承認に基づき、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対するパフォーマンス・シェア・ユニット（以下「PSU」といいます。）を用いた業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておりますが、本日開催の取締役会において、以下のとおり、本制度に基づき、2025年に付与したPSUに基づく自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本制度の概要につきましては、2024年 4 月 4 日付け「業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2026年 6 月12日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 1,974株
(3) 処分価額	1 株につき 2,641 円
(4) 処分価額の総額	5,213,334円
(5) 処分予定先	当社取締役（※） 5 名 1,974株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2024 年 4 月 4 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、対象取締役に對して本制度を導入することを決議し、また、2024 年 5 月 16 日開催の第 67 回定時株主総会において、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年間 2 万 5 千株以内（但し、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて上限数を調整いたします。）とし、その金額は 2016 年 5 月 19 日開催の第 59 回定時株主総会においてご承認いただいた既存の金銭報酬枠（使用人兼務取締役の使用人部分

を除き、年額2億5千万円以内)の内枠で年額5千万円以内とすることにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、本制度に基づき、対象取締役5名に対し、金銭報酬債権合計5,213,334円を支給し、それを現物出資させて当社の普通株式1,974株を処分することを決議いたしました。

3. 本制度の概要

本制度は、当社の各事業年度開始日からその事業年度の末日までの期間(以下「評価期間」といいます。)中の業績の数値目標を取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度及び対象取締役の役位等に応じて算定される数の当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を、対象取締役の報酬等として付与するPSUを用いた業績連動型譲渡制限付株式報酬制度であり、交付される当社株式に一定の譲渡制限を付する制度です(ただし、株式交付前に対象取締役が当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合は、交付される当社の普通株式に譲渡制限を付しません。)

本自己株式処分は、2025年に付与したPSUに基づき行われます。当該PSUの評価期間は、2025年2月21日から2026年2月20日までであり、営業利益率、ROIC及び当社取締役会が定める非財務指標を評価指標として採用しております。

本制度による当社株式の交付に当たっては、当社株式に、概要以下の事項を含む譲渡制限等を付しております。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2026年6月12日(払込期日)から当社の取締役又は執行役員のいずれも退任(ただし、退任と同時にかかる地位に就任又は再任する場合を除く。以下同じ。)する日(当該日より、当社株式の交付日の属する事業年度に係る半期報告書の提出時点が遅い場合には、その時点)までの間(以下「本譲渡制限期間」という。)、割当てを受けた当社株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

本譲渡制限期間が満了した時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、本譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、本譲渡制限期間中に、死亡その他甲の取締役会が正当と認める事由により甲の取締役又は執行役員のいずれも退任した場合は、当該退任の時点をもって、対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は対象取締役が法令、社内規則の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年5月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,641円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上